

## 年間報酬の平均による随時改定（保険者算定）について

随時改定は、原則として固定的給与の変動があった月以後3か月間の報酬の平均より算出した標準報酬の月額と従前の標準報酬の月額とに2等級以上の差がある場合に、その翌月から改定しますが、業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法により随時改定を行うことが著しく不当であると認められる場合には、保険者算定により改定します。

### 年間報酬の平均による随時改定が可能となる要件

次の①から③の要件を全て満たしていることが必要です。

① 次のアとイとの間に2等級以上の差が生じていること。

ア 固定的給与の変動月以後の継続した3か月間の報酬の平均から算出した標準報酬の等級

イ 固定的給与の変動月以後の継続した3か月間に受けた固定的給与の月平均額に、固定的給与の変動月前の継続した9か月間と変動月以後の継続した3か月間に受けた非固定的給与の月平均額を加えた額から算出した標準報酬の等級

② ①の2等級以上の差が業務の性質上、例年発生する見込みであること。

③ 年間報酬の平均により算定することに組合員が同意していること。

### 年間報酬の平均による随時改定を希望する場合

組合員は、所属所を通じて共済組合に申立書を提出してください。

### 注意事項

標準報酬の月額は、掛金（保険料）の算定に用いられるだけでなく、育児休業手当金や傷病手当金等の短期給付、将来受給する年金額の算定にも用いられることに留意してください。

年間報酬の平均による標準報酬月額が、従前の標準報酬月額と同等級又は下回る場合（降給による固定的給与の変動の場合は上回る場合）は、従前の標準報酬月額のままとなるため、随時改定を取消します。